

取手市大規模盛土造成地マップ

取手市では、市内全域において大規模盛土造成地の分布図を作成しました。今回の調査は市内のおおよその位置に分布する造成地を把握したものです。今後この調査結果に基づき安全度の調査を引き続き行っていき、住民の皆様公表してまいります。

●安心・安全なまちづくりを目指して

近年の地震災害のひとつとして、大規模に谷や沢を埋めた盛土や斜面が崩れて起こる滑動崩落といわれる多くの被害が生じました。このマップの公表により、住民のみなさまに市内のどこに大規模盛土造成地が存在するのかを確認頂き、知っていただくことで、日ごろから身近に存在するものであることを認識して頂き、宅地の周辺や擁壁に目を配り点検しておくことで被害の前兆となりうる異常をいち早く発見することができます。

●大規模盛土造成地の対象地域

宅地造成等規制法では相当数の宅地が存在し被害規模が大きい一団の造成宅地について安全措置を講じるように規定されています。

大規模盛土造成地と呼ばれ対象となるエリアには一定規模以上の形状であることが要件となります。大規模盛土造成地は下記のような2種類の型に分類され、計算により対象かどうか選別されます。

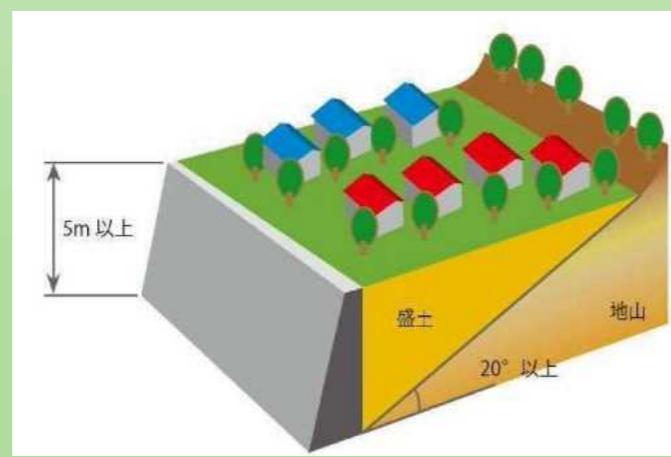
① 谷埋め型大規模盛土造成地

谷を埋め立てた造成地で、盛土の面積が3,000㎡以上のもの



② 腹付け型大規模盛土造成地

傾斜地に盛土した造成地で、地山（造成前の原地盤）の勾配が20度以上、かつ盛土の高さが5m以上のもの



(国土交通省「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」より)

【宅地の耐震化に関するホームページ】

- ▼宅地防災／国土交通省
<http://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html>
- ▼我が家の擁壁チェックシート／国土交通省
<http://www.mlit.go.jp/crd/web/jogen/check.htm>

●本業務の流れ

大規模盛土造成地把握 H28年度調査

大規模盛土造成地の位置と規模の確認を行いました。ここで抽出された地域は、左記の①・②の国のガイドラインの要件を満たすものです。

(マップの作成方法)
造成地は山を削り、谷を埋めるなどしてつくられます。造成前後で地形が変わるので、この変化を造成前と造成後の地図を重ね合わせて比較し、概ねの位置と盛土の規模を抽出しました。



現地調査 H30年度以降調査を行っていく予定です

大規模盛土造成地把握で抽出された箇所の詳細な現地調査を行います。その結果さらに調査が必要と判断された場合は、優先順位をつけ地盤調査等を行うこととなります。調査結果に基づいて災害の発生のおそれの有無を判断します。

●大規模盛土造成地に関するQ&A

Q1 マップに示されている箇所は危険ということですか？

地下水の処理と盛土の締め固めが適切に行われている場合は安全と考えられます。公表したマップは市内に分布する大規模盛土造成地の概ねの位置を示したものです。**マップに示されている箇所が必ずしも危険というわけではありません。**今後引き続き調査で抽出箇所の安全性を調査していきます。

Q2 なぜ、このようなマップを公表するのですか？また、より詳細なマップは公表しないのですか？

市民の皆様は谷間や傾斜地に造成された大規模な盛土造成地が身近に存在することを知って頂く事を目的としています。日ごろからご自宅の周辺の擁壁や斜面に目を配り点検して頂くことで防災意識を高め災害の未然防止や被害の軽減につなげることが重要と考え公表しています。

マップを作成するために使用した造成前の地形図等は必ずしも精度が高くないため、誤差が含まれることを考慮しての縮尺としています。

Q3 大規模盛土造成地の中にある土地は、何か特別な手続きが必要ですか？

大規模盛土造成地内の土地ということでは何か特別な手続きが必要になることはありません。また、宅地開発や建築を行う場合でも特別な手続きが加わるということはありません。しかし、ご自分でも日頃から宅地や周辺の擁壁にひび割れやはらみ出しがないか、水漏れがないか等点検し目配りすることで災害防止につながります。

Q4 自宅は造成したエリアなのにマップに公表された箇所に記載されていないのですが？

公表しているマップには、谷埋め型であれば3,000㎡以上、腹付け型であれば盛土前の地盤の水平面に対する角度が20度以上かつ高さが5m以上のものを記載してあります。たとえば切土のように硬い地盤を切り崩しそのまま使う造成は比較的安全とされているため表記していません。

Q5 大規模盛土マップと土砂災害警戒区域指定箇所マップは異なるのですか？

そのとおりです。大規模盛土造成地は、Q4で記載していますが一定規模以上の谷埋め型、腹付け型の盛土箇所を示したものであり、土砂災害警戒区域とは異なります。

【問合せ先】 取手市 都市整備部 建築指導課
〒302-8585 茨城県取手市寺田5139
電話：0297-74-2141 FAX：0297-72-6040
ホームページ：<http://www.city.toride.ibaraki.jp/>